

## 通報の手順

### ■虐待投稿を発見したら

・SNS(ツイッターや TikTok など)で発見した場合は、虐待投稿をしている

アカウントの ID をメモに控えます。

・動画サイト(YouTube など)で発見した場合は、虐待が投稿されたチャンネル名などをメモに控えます。

・通報する前に虐待投稿が消され逃げられることもあるので、虐待投稿自体をスクリーンショットで撮っておきます。

・虐待投稿のページ(URL)を保存します。

・投稿主の居住地や撮影場所が分かればメモに控えます。

### ■通報する県警を調べる

・投稿主の居住地や撮影場所が判明している場合は、その地域を管轄している県警を調べます。

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口一覧

[全国の警察相談専用電話番号一覧へのリンク](#)

・投稿主の居住地や撮影場所がわからない場合は、警視庁サイバー課へお願いします。(匿名可)

警視庁サイバー

[https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anket/jiken\\_cyber.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anket/jiken_cyber.html)

## ■通報する準備をする

- ・警察への「通報」は原則的に電話でしか行なえません。
- 一部の県警以外では、メールで通報ができません。
- ・下記リストに記載されている電話番号に電話します。

※1 可能であれば、月曜日から金曜日まで(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)の間に電話することが望ましいです。

※2 上記以外の時間帯は宿直の警察官が対応するので、通報の内容が専門の部署に伝わるのに時間がかかり 最悪伝わらないこともあります。

## ■県警に通報する

・警察の方が電話に出たら、ネット上における愛護動物虐待の通報であることを伝えます。

- ・担当の部署にそのまま繋いでもらえるか、折返し電話がきます。
- ・氏名、住所、電話番号を尋ねられるので答えます。
- ・虐待を知った経緯、問題の内容が投稿されている場所などを必要に応じてヒアリングされます。
- ・投稿された内容のこういった点が問題なのか、強く伝えます(例:有害な食べ物を与えたり、カラスプレーでハムスターを塗装するなど)
- ・警察の方が状況把握をしやすいように、虐待投稿のページ(URL)や SNS アカウント ID などの情報を、メールで伝えたいことを伝えます。
- ・メールでの情報提供が難しいようであれば、口頭にて情報を伝えます。

## ■通報完了後

- ・その後の経過報告や分からない点などがあつた場合は電話が来ることもあります。

[都道府県警察本部はこちら](#)